

個別資産利活用方針

No. 2019-1

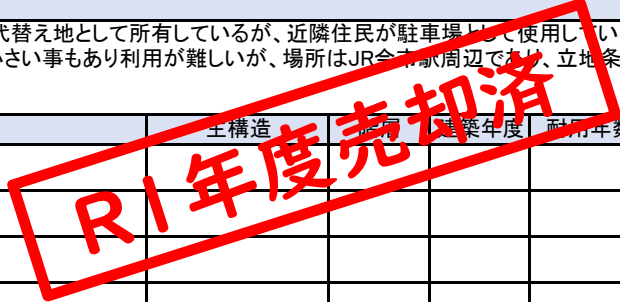
財産名称	都市計画課事業用地	担当課	都市計画課	普通財産
所在地	日光市中央町6-7	根拠法令		

土地情報					
敷地面積(m ²)	83.9	所有	市有地	その他	

利用目的	事業用地
------	------

財産の現状	土地のみ
-------	------

財産経過等
 当該地はいずれも区画整理用の代替地として所有しているが、近隣住民が駐車場として使用しているケースが見受けられる。また、本来の代替地地としては面積が小さい事もあり利用が難しいが、場所はJR全線駅周辺であり、立地条件は良い。このことから、売買による活用ができると判断する。



No.	該当財産名称	主構造	築年	建築年度	耐用年数	耐震	延床面積(m ²)
1							
2							
3							
4							
5							

延床面積 総計(m²)



利活用方針

1 資産利活用の方向性	財産処分 (売却)
2 当該方向性の理由	道路に面しており、売却に適した財産である。
3 資産活用の具体的手法	一般競争入札
4 具体的対応スケジュール	土地境界(境界確認、地籍測量、登記)は確定済み。 未利用財産(仮称)の公表により、民間からのニーズがあつてから、土地鑑定等を実施し、公売手続きを進める。
5 資産利活用に関する経費等見込み	土地鑑定料(金額未定)
6 その他利活用に関し必要な事項	民間からのニーズがあるまで、現所管課で維持管理を行う。 (ニーズがあつた場合の公売手続き等は資産経営課が事務処理を行う。)